

香川県営業時間短縮協力金（第3次）【申請受付要項】（概要）

【受付期間】

令和3年6月10日（木）から令和3年7月26日（月）まで（当日消印有効）

【受付方法】

- ・申請書類は、簡易書留など送達を確認できる方法で**郵送**してください。
- ・感染拡大防止の観点から、**営業時間短縮協力金事務局や県庁への持参による申請はできません。**

<宛先> 〒760-0017 高松市番町1丁目2番26号 トキワ番町ビル2階
香川県営業時間短縮協力金（第3次）事務局 宛

《郵送前にご確認ください》

- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・送料は申請者の方がご負担ください。
- ・提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請書類の入手方法】

香川県のホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）の「キーワードから探す」で「営業時間短縮協力金 第3次」を検索して、必要書類をダウンロードして下さい。

- ・香川県庁東館受付横の配布場所、各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市町の商工担当課でも申請書類を配布しています。

※配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「香川県営業時間短縮協力金（第3次）コールセンター」までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ご不明な点は下記コールセンターにお問い合わせ下さい。

香川県営業時間短縮協力金（第3次）コールセンター ☎ 087-825-5535

開設期間：令和3年6月10日（木）～7月26日（月） 9時～17時30分（平日のみ）

協力金の不正受給は犯罪です！！ 適正な申請をお願いします。

この協力金の支給後、要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、協力金全額の即時返還を求めるとともに、加算金の支払いを求めたり、事業者名の公表等を行う場合があります。虚偽申請は、絶対に行わないようお願いします。

目次

申請受付要項・・・P. 1～P. 18
記載例・・・P. 19～P. 40

香川県営業時間短縮協力金（第3次）【申請受付要項】

令和3年6月9日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、香川県が行った、令和3年5月12日（水）午前0時から5月31日（月）午後12時までの営業時間短縮の協力要請に、全面的に応じていただいた飲食事業者の皆様に対し、香川県営業時間短縮協力金（第3次）（以下「協力金」という。）をお支払いするものです。

2 支払い対象・支払い要件

【支払い対象】

香川県内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主の方が対象です。

ただし、支払い対象外となる場合がありますので5ページをご覧ください。

【支払い要件】

- 令和3年5月12日（水）午前0時から5月31日（月）午後12時までの営業時間短縮の協力要請期間を通して（※）、営業時間を午前5時から午後8時までの時間帯内とし、酒類の提供は午後7時までとしたこと（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は対象となりません。）
 - ※ 1日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしません。営業時間短縮の協力要請に応じて臨時休業とした場合は、定休日や予め決めていた店休日を除いて対象となります。
- 申請する店舗すべてで感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること

3 支払い額

- 第3次の営業時間短縮協力金に限り、協力金の支払い額は、対象となる店舗ごとに計算した協力金の額を合算した額に、その額の1割を加算した額となります。
- 店舗ごとの協力金の額は、次の方法で計算します。

$$\frac{\text{「店舗ごとの協力金の額」}}{\text{「1日当たりの協力金の額」}} = \text{「時短要請に応じた日数」}$$

※「時短要請に応じた日数」には、定休日や営業時間短縮の協力要請前に店休日としていた日は含みません。

1日当たりの協力金の額の求め方

売上高区分 対象区分		前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高(税抜き)(※1)		
		8万3,333円 以下	8万3,333円超 ～ 25万円以下	25万円超
中小企業 個人事業主	【売上高 方式】	2万5千円	2万5千円～7万5千円 <計算方法> 「1日当たりの 飲食業売上高 × 0.3」 (1千円未満は切り上げ)	7万5千円
大企業	【売上高 減少額 方式】	<計算方法> 前年又は前々年からの 1日当たりの飲食業売上高減少額 (※2) × 0.4 (1千円未満は切り上げ)		
【売上高減少額方式】		ただし、 「20万円」又は 「前年若しくは前々年の 1日当たりの飲食業売上高 × 0.3」(1千円未満は切り上げ) のいずれか低い額が1日当たりの上限額		

(※1) 「飲食業売上高」は、飲食業以外の事業や営業時間短縮の要請の対象とならない事業（テイクアウトや物品販売等）に関する売上は除いて計算してください。

ただし、次の場合には、これらの飲食業以外の事業等の売上について、飲食業の売上高に含めて計算することも可能です。

- ① 飲食業以外の事業が、飲食業に付随する小規模のものである場合
- ② 飲食業を行わなければ単独で成立しがたいものである場合等により、当該飲食業と切り離して当該飲食業以外の事業を単独で行うことが困難であり、飲食業に対する営業時間短縮要請等の影響を必然的に受ける場合

(※2) 「1日当たりの飲食業売上高減少額」は、前年又は前々年の「飲食業売上高を参照する期間」における1日当たりの飲食業売上高から、本年の「時短要請期間」における1日当たりの飲食業売上高を控除して計算します。

「飲食業売上高を参照する期間」と「時短要請期間」の組み合わせは、次の①～④のいずれかとなります。

	選択方式	飲食業売上高を参照する期間	時短要請期間
①	月単位方式	令和2年5月	令和3年5月
②		令和元年5月	
③	時短要請期間方式	令和2年5月12日から5月31日まで	令和3年 5月12日～5月31日
④		令和元年5月12日から5月31日まで	

例外として、以下の方法で1日当たりの飲食業売上高を計算することも可能です。(特例適用)

【平均方式（年間売上高による申請）】 ※中小企業・個人事業主のみ

○ 前年又は前々年の店舗ごとや月別の飲食業の売上高が把握できない場合、例外的に次の方法で1日当たりの飲食業売上高等を計算し、売上高方式により、1日当たりの協力金の額を計算します。

- ・ $\text{店舗ごとの年間の飲食業売上高} = \frac{\text{事業者全体の飲食業売上高}}{\text{店舗の数}}$
- ・ $\text{1日当たりの飲食業売上高} = \frac{\text{店舗ごとの年間の飲食業売上高}}{\text{年間の日数 (休業日 (定休日などの店休日) を除く)}}$

【新規開店特例】 ※大企業を含む

○ 時短要請月（5月）を基準に、開店1年未満の店舗で、参照する前年又は前々年の飲食業売上実績が無い場合は、例外的に次の方法で1日当たりの飲食業売上高を計算し、売上高方式により、1日当たりの協力金の額を計算します。

$$\begin{aligned} & \text{売上高を参照する期間の1日当たりの飲食業売上高} \\ & = \frac{\text{開店の日から時短要請期間の開始日の前日（5月11日）までの期間の飲食業売上高の合計}}{\text{同期間の営業日数（休業日を除く）}} \end{aligned}$$

【合併・法人成り・事業承継特例】

○ 合併・法人成り・事業承継等により、時短要請月の店舗の事業者と参照する前年又は前々年の当該店舗の事業者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合には、前年又は前々年の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の額を計算することを認めます。

【罹災特例】

○ 前年又は前々年において、震災、風水害、火災等の災害の影響があった場合には、前々々年の時短要請月（期間）の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の額を計算することを認めます。

【中小企業、個人事業主の方へ】

前年又は前々年の1店舗・1日当たりの飲食業売上高（税抜き）が、8万3,333円以下であれば、売上高方式で算出した、1日当たりの協力金の額は、2万5千円です。

1日当たりの協力金の額が2万5千円の申請の場合には、売上高計算シートの作成や売上台帳等の写しの提出は不要です。

なお、第3次の営業時間短縮協力金に限り、協力金の支払い額は対象となる店舗ごとに計算した協力金の額を合算した額に、その額の1割を加算した額となります。

【中小企業の定義について】

中小企業基本法第2条の規定により、次の表のとおり、その事業者が営む主たる事業の区分に応じ、資本金と従業員数で判断します。

なお、個人事業主は中小企業と同じ取扱いです。

業種（具体例）	① 又は ②の <u>いずれか</u> を満たせば中小企業	
	①資本金	②常時使用する従業員
サービス業 (宿泊業、マージャン店、カラオケ店など)	5,000万円 以下	100人 以下
小売業 (飲食店)		50人 以下

※ 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の考え方については、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員としており、次の者は「常時使用する従業員」には含みません。

- ・ 会社役員及び個人事業主本人
- ・ 日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ・ 2か月以内の期間を定めて使用される者（契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ・ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者（契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合は算入する）
- ・ 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用された場合は算入する）

【支払い対象外となる場合】

以下の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する事業者は、協力金の支払い対象となりません。

（ア） 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体

（イ） 香川県補助金等交付規則第 5 条の 2 各号（※）に掲げる者

（ウ） （ア）、（イ）に掲げる者のほか、支払いをすることが適当でないとし事が認める者

（※）香川県補助金等交付規則

第 5 条の 2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

（1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

以下の（エ）～（ク）のいずれかに該当する店舗は、協力金の支払い対象となりません。

（エ） 既にこの協力金（第 3 次）の支払いを受けた店舗（この協力金（第 3 次）の支払いは 1 店舗につき 1 回に限ります。同一店舗で複数の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている場合であっても、複数回の申請はできません。）

（オ） 社会福祉施設、社員食堂等において、特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗

（カ） コンビニエンスストア、スーパーマーケット等のように、小売りを営業の主体としていると認められる店舗

（キ） 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗

（ク） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

4 申請に必要な書類（提出書類）

申請書類は、A 4 の用紙に片面印刷したものをご利用ください。

（1）香川県営業時間短縮協力金（第3次）申請書（第1号様式）

【記載例 P. 19～20】

- ・「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。
 - ・手書きの場合、ペン又はボールペンで記載してください。（消せるボールペンは不可。）
 - ・複数の店舗において支払い要件を満たした場合、店舗ごとに「別紙1」から「別紙3」を作成し、全店舗分をまとめて記載して提出してください。
- ※特例適用時は「別紙4」から「別紙6」までのうち該当するものを作成し提出してください。

（2）店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について（別紙1）

【記載例 P. 21～23】

- ・店舗ごとに作成してください。
 - ・「別紙1」で算出した日数を基に、「別紙2」又は「別紙3」を用いて協力金申請額を計算し提出してください。
- ※特例適用時は「別紙4」から「別紙6」までのうち該当するものを作成し提出してください。

（3）売上高方式を選択する場合で、前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円（税抜き）以下の場合（協力金の額が1店舗1日当たり2万5千円の場合）に必要となる書類（中小企業、個人事業主）【記載例 P. 24】

- ・店舗ごとの協力金申請額計算（別紙2）
- ※1店舗1日当たりの協力金の額は、2万5千円となります。なお、第3次の協力金に限り、協力金の支払い額は、対象となる店舗ごとに計算した協力金の額を合算した額に、その額の1割を加算した額となります。

（4）売上高方式を選択する場合で、前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円（税抜き）を超える場合に必要となる書類（中小企業、個人事業主）【記載例 P. 25】

（月単位方式を選択する場合）

- ・店舗ごとの協力金申請額計算（別紙2）、売上高計算シート①
- ・前年又は前々年の5月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書の写し
- ・上記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（上記期間中の売上を申告した確定申告書の写しについては、第2次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。

その際は、チェックリストの当該書類の省略欄（★印）に、を付けてください。

（時短要請期間方式を選択する場合）

- ・店舗ごとの協力金申請額計算（別紙2）、売上高計算シート①
- ・前年又は前々年の5月12日から5月31日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書の写し

- ・上記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（上記期間中の売上を申告した確定申告書の写しについては、第2次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。

その際はチェックリストの当該書類の省略欄（★印）に、☑を付けてください

※確定申告書の写しについては「(9) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写し」を参考にしてください。同じものとなる場合は、1部提出してください。

（5）売上高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合に必要な書類 （4）に加え、これら書類の提出が必要です。【記載例 P. 26】

（月単位方式を選択する場合）

- ・店舗ごとの協力金申請額計算（売上高減少額方式）（別紙3）、売上高計算シート②-1、②-2
- ・本年5月の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- ・上記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（時短要請期間方式を選択する場合）

- ・店舗ごとの協力金申請額計算（売上高減少額方式）（別紙3）、売上高計算シート②-1、②-2
- ・本年の5月12日から5月31日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- ・上記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの（上記の売上帳等の写しで確認できる場合には不要です。）

（6）（個人事業主の場合のみ）本人確認書類の写し

- ・本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）に記載の住所が、申請者の現住所と一致する書類の写しを写真等貼付台紙に貼付して提出してください。
 - ・マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを提出してください。
- ※マイナンバーが記載されたウラ面の写しは送付しないでください。

（第1次又は第2次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、☑を付けてください。）

（7）協力金の振込口座の通帳等の写し

- ・振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人名義の口座に限ります。
- ・預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の（支）店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しを写真等貼付台紙に貼付してご提出ください。インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。

（第1次又は第2次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、☑を付けてください。）

(8) 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し

・食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証（※）の写しを提出してください。

（※）営業許可証の期限が、営業時間短縮要請期間を通して有効であることが必要です。

・複数店舗の申請をする場合、店舗ごとの営業許可証の写しを提出してください。

〔第1次又は第2次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。〕

(9) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写し

税務署等に提出した以下の書類の写しがそれぞれ必要です。

（税務署等の受付印の有無は問いません。）

〔第1次又は第2次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。〕

【法人の場合】

（県内に主たる事務所を有する法人）

- ・法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）の写し【P.13～14 参照】
- ・法人事業概況説明書（1頁～2頁）の写し【P.15 参照】

（県外に主たる事務所を有する法人）

- ・香川県県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し【P.16 参照】

※開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「法人設立届出書」の写し

【個人事業主の場合】※マイナンバーの部分~~を~~全て黒塗りしてください

（青色申告の場合）

- ・所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）の写し【P.17 参照】
- ・所得税青色申告決算書（1頁）の写し【P.18 上表参照】

（白色申告の場合）

- ・所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）の写し【P.17 参照】
- ・収支内訳書（1頁）の写し【P.18 下表参照】

※開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「開業届」の写し

※所得税の確定申告が必要とされていない場合は、「令和3年度分市民税・県民税申告書」の写し

(10) 申請店舗の外観・内観の写真等

・申請しようとする店舗で営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるものを写真等貼付台紙に貼付して提出してください。

・ 1枚の写真で下記のうち複数の項目が確認できる場合は、1枚の写真を複数項目の写真として共用いただいで結構です。(例：店舗の外観と営業時間短縮の貼紙、酒類の提供時間が1枚の写真で確認できる場合等)

- ①店舗の外観の写真（営業している事実、通常の定休日や店休日がわかるもの）
- ②店舗の内観の写真（営業している事実、通常の定休日や店休日がわかるもの）
- ③営業時間短縮の状況（貼紙を掲示したもの等）がわかる写真、ホームページやSNSの印刷、チラシ等
- ④酒類の提供時間（貼紙を掲示したもの等）がわかる写真、ホームページやSNSの印刷、チラシ等
- ⑤業種毎の感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等の遵守を確認できる写真（ガイドラインの遵守を宣言する貼紙の掲示など）

(11) 誓約書（第2号様式）【記載例 P. 30】

・ 誓約内容を確認のうえ、申請者(法人の場合はその代表者)が自筆で署名をしてください。

(12) (該当者のみ) 飲食店等営業許可証に係る申立書（第3号様式）

【記載例 P. 31】

- ・ 申請者と飲食店等営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合、申立書を添付してください。
- ・ 申立書には申請者と飲食店等営業許可証を受けた者の両者が自筆で署名をしてください。
- ・ 複数店舗の申請をする場合、両者が異なるすべての店舗について申立書が必要です。

(13) (該当者のみ) 平均方式（年間売上高による申請）（別紙4）を用いる中小企業・個人事業主の場合に必要な書類【記載例 P. 27】

- ※ 前年又は前々年の店舗ごとや月別の飲食業の売上高が把握できない場合に例外的に用いる方法であり、中小企業・個人事業主のみが利用可能です。
- ・ 店舗ごとの協力金申請額計算(平均方式（年間売上高による申請）)（別紙4）
- ・ 前年又は前々年の年間売上高や店舗数が確認できる書類を添付してください。
- ・ 上記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの

(14) (該当者のみ) 新規開店特例（別紙5）を用いる場合に必要となる書類【記載例 P. 28】

- ※ 時短要請月（5月）を基準に、開店後1年未満の店舗で、参照する前年又は前々年の売上実績が無い場合に例外的に用いるものです。
- ・ 店舗ごとの協力金申請額計算（新規開店特例）（別紙5）、売上高計算シート③
- ・ 開店から5月11日までの飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し
- ・ 上記期間中の休業日（定休日などの店休日）が確認できるもの
- ・ 時短要請月を基準に開店後1年未満である事実が確認できる資料の写し
- ・ ただし、協力金の額が、1店舗1日当たり2万5千円の場合は、「売上高計算シート③」、「売上帳等の写し」、「休業日が確認できるもの」の提出は必要ありません。

（第2次の協力金の申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。

その際は、チェックリストの当該書類の省略欄（★印）に、☑を付けてください

(15) (該当者のみ) 合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書 (別紙6) を用いる場合【記載例 P. 29】

- ※ 事業承継により営業を継続しており、申請者 (時短要請月の店舗の事業者) と参照期間の事業者が異なる場合に例外的に用いるもの
- ・ 合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書 (別紙6)
 - ・ 合併の場合、被合併法人及び合併法人の履歴事項全部証明書の写し
 - ・ 法人成りの場合、個人事業の廃業届及び法人の履歴事項全部証明書の写し
 - ・ 事業承継の場合、個人事業の開業届及び廃業届の写し

(16) (該当者のみ) 罹災特例を用いる場合

- ※ 前年、前々年において、店舗に震災、風水害、火災等の影響があった場合に、特例として前々々年の時短要請月 (期間) の飲食店売上高を用いる方法
- ・ (4)、(5) の「前年、前々年」を「前々々年」に読み替えて適用しますので、様式等は (4)、(5) のものを用いてください。
 - ・ 売上高方式を選択する場合、売上高計算シート④
 - ・ 売上高減少額方式を選択する場合、売上高計算シート⑤-1、⑤-2
 - ・ 上記以外に、市町役場が発行する罹災証明書の写しを添付してください。

(17) チェックリスト【記載例 P. 32~33】

- ・ 提出前にチェックリストで提出書類を確認し、チェックリストも同封してください。

5 申請書の審査

- ・ 県が実施している「飲食店従業員向け新型コロナウイルス一斉 PCR 検査」を受検し、検査結果報告書を受け取り済みの場合は、協力金申請書右上のチェック欄をチェックし、検査結果報告書に記載されている「受付 ID」を記入してください。優先的に審査を行います。
ただし、申請書等に不備がある場合、審査に時間を要することがあります。
- ・ 申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
- ・ 必要な書類がそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出をお願いします。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、申請を取り下げたものとみなしますのでご注意ください。
- ・ 申請書の審査の結果、協力金の支払い又は支払わないことが決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、申請書の所在地又は住所あてに送付します。
- ・ 一度支払いを決定した協力金については、計算方法を変更するなどして、後日、金額を修正するなどの再申請を行うことはできません。

6 協力金の支払い

- ・ できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間を要する場合があります。
- ・ 協力金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。振込名義は「カガワケンサンジジタンキョウリヨクキン」とする予定です。
なお、協力金の支払いは、県から事務局（運営事業者）を通じて行います。

7 関係書類の保管等

- ・ 協力金の支払い後においても、申請書に添付した書類の原本や、売上高を証明する書類（例えば、会計伝票やレジの日計表等）を5年間保管し、県から提出等の求めがあったときはこれに応じてください。

飲食店従業員向け

新型コロナウイルス一斉PCR検査実施について(概要)

**6月1日以降は
2回目の申込み
が可能です。**

目的

- 県による営業時間の短縮要請の対象となる飲食店の従業員の方を対象として、一斉PCR検査を実施することにより、感染症の拡大の予兆を早期に探知し、感染拡大の防止につなげる。

実施概要

- 申込期間： 令和3年4月15日(木) 8時30分～6月14日(月) (14日は17時30分まで)
- 対象者： 県による営業時間の短縮要請の対象となる飲食店の従業員
10,000人(先着順)
(県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗(小売りを主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く)の従業員で無症状の方)
※営業時間の短縮要請として、①営業時間は午前5時～午後9時まで(5月12日～5月31日は午後8時まで)とし、②酒類の提供は午後8時まで(5月12日～5月31日は午後7時まで)とすることをお願いしています。
※営業時間短縮の実施の有無は問いません。
※検査は強制ではありませんが、対象者は積極的に検査を受けて下さい。
- 検査方法： 唾液を用いたPCR検査(自己採取)
- 検査費用： 無料(県が全額負担)
- 申込方法： 県HPに掲載している申込書に、必要事項を記入して県が指定する申込先に提出
お問い合わせ先：(申込書の受付に関すること)

申込受付事務局 087-868-3994 (4/15から開設)

URL：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/20210415.html>



検査の流れ

事前 申込

- ・飲食店の店舗ごとに検査を受ける従業員の人数をとりまとめて、県が指定する申込先に申し込んでください。(個人ではなく、店舗として申してください。)

キット 送付

- ・申込順に検査業者に検体キットを送付するよう依頼します。
- ・検査業者から直接、店舗に必要な数の検体キットが送付されます。

検体 採取

- ・各店舗において、従業員各自で唾液の採取を行います(自己採取)
※適切に採取するため、検体採取時は必ず説明書等をご確認ください。

検体 提出

- ・店舗ごとに採取した検体を取りまとめて検査業者に提出してください。
※**検体キット受取りから、3日以内に返送してください。**また、効率的な検査の観点から可能な限り、一度の提出で店舗の検査申込者全員の検体の提出をお願いします。返送は郵便局窓口にて行ってください。コンビニエンスストアの窓口ではお取扱いできませんので、御注意ください。

結果 通知

- ・検体提出後、3～4日程度を目安に各店舗および県に検査結果が通知されます。
- ・陽性だった場合は保健所に連絡し、保健所からの指示に従ってください。

※ 今回の検査は、検体を採取した時点での感染状況を確認するものです。結果が陰性だとしても気を緩めることなく、日頃の感染対策や健康管理を継続してください。

添付書類の見本

- 「4 申請に必要な書類（提出書類）」のうち、「(9) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写し」の見本は以下のとおりです。

【法人の場合】（県内に主たる事務所を有する法人）

「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（青色申告の場合）

令和 年 月 日 税務署長殿		納税地 電話() -	法人区分 事業種目 事業年度(至)	青色申告 整理番号	一連番号
法人名 代表者 代表者 住所	法人番号	旧納税地及び 旧法人名等	売上金額 申告年月日	事業年度(至)	申告区分
添付書類			申告区分	法人税	地方税

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合の計算期間 令和 年 月 日)

翌年以降送付要否 適用額明細書提出の有無
 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1		控除 所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	17	
法人税額 (53) + (54) + (55)	2		外国税額 (別表六(二)「20」)	18	
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3		計 (17) + (18)	19	
差引法人税額 (2) - (3)	4		控除した金額 (13)	20	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5		控除しきれなかった金額 (19) - (20)	21	
課税土地譲渡利益金額 (別表三(一)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「26」)	6	000	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	22	0
同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7		同 土 (別表三(二)「28」)	23	0
課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8	000	同 土 (別表三(三)「23」)	24	000
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9		所得税額等の還付金額 (21)	25	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10		この申告による還付金額 (15) - (14)	26	
分配用剰余税額控除及び外国関係会社等に係る控除対象剰余税額等相当額の控除額 (別表六(五)「17」+別表七(四)「13」)	11		欠損金の繰戻しによる還付請求税額 (25) + (26) + (27)	28	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		この申告前の所得金額又は欠損金額 (60)	29	
控除税額 (10) - (11) - (12)と(9)のうち小さい金額	13		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額正合 (65)	30	000
差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	14	000	欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計+別表七(二)「9」若しくは別表七(三)「10」)	31	
中間申告分の法人税額	15	000	翌年へ繰り越す欠損金又は災害損失 (別表七(一)「5」の合計)	32	
差引確定(中間申告の場合はその法人税額(税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入)	16	000	この申告による還付金額 (43) - (42)	45	
課税標準 所得の金額に対する法人税額 (4) + (5) + (7) + (9)の算出	33		この申告の申告前の所得金額に対する法人税額 (68)	46	
課税標準 課税留保金額に対する法人税額 (9)	34		課税留保金額に対する法人税額 (69)	47	
課税標準 課税標準法人税額 (33) + (34)	35	000	課税標準法人税額 (70)	48	000
地方法人税額 (58)	36		この申告により納付すべき地方法人税額 (74)	49	000
課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	37		剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額		
所得地方法人税額 (36) + (37)	38		令和 年 月 日 決算確定の日 令和 年 月 日		
分配用剰余税額控除及び外国関係会社等に係る控除対象剰余税額等相当額の控除額 (別表六(五)「17」+別表七(四)「13」)	39		送付を受ける機関		
外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)	40		銀行 本店・支店 郵便局名等		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41		金庫・組合 出張所 預金		
差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42	000	農協・漁協 本所・支所		
中間申告分の地方法人税額	43	000	口座番号		
差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナスの場合は、(42)へ記入)	44	000	ゆうちょ銀行の貯金記号番号		

税理士 署名押印 印

【法人の場合】(県外に主たる事務所を有する法人)

香川県県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」

第六号様式(提出用)

令和 年 月 日		法人番号	この申告の基礎となる年度の開始年月日	申告年月日
所在地		法人税の令	修正・変更・訂正	修正・変更・訂正
事業種目		期末現在の資本金の額又は出資金の額		
法人名		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合計額		
代表者氏名		期末現在の資本金等の額		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の申告書の

事業税	摘要		課税標準	税率	税額	備考
	所得割	資本割	収入割	均等割	特別法人事業税	
所得割	所得金額総額	①				(使途制限金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額
	年400万円以下の金額	②	0.000		0.00	試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額
	年400万円を超え年800万円以下の金額	③	0.000		0.00	選付法人税額等の控除額
	年800万円を超える金額	④	0.000		0.00	退職年金等積立金に係る法人税額
	計	①+②+③+④	0.000		0.00	課税標準の合計額
	軽減税率不適用法人の金額	⑤	0.000		0.00	1以上の項目に事業税又は事業税を課する法人に於ける課税標準となる法人税額又は特別法人税額
	付加価値額総額	⑥				法人税額 ①又は②×⑥
	付加価値額	⑦	0.000		0.00	道府県民税の特定寄附金税額控除額
	資本金等の額総額	⑧				外国の法人税等の額の控除額
	資本金等の額	⑨	0.000		0.00	仮装繰越に基づく法人税額等の控除額
収入割	収入金額総額	⑩				選引法人税額 ⑦-⑧-⑨-⑩
	収入金額	⑪	0.000		0.00	既に納付の確定した当期分の法人税額
合計事業税額		①+②+③+④又は⑤+⑥+⑦+⑧	0.000		0.00	課税標準の合計額
事業税の均等割		⑫	0.000		0.00	均等割 円×⑫/12
選引事業税		⑬	0.000		0.00	既に納付の確定した当期分の均等割額
前期繰越の戻金に係る事業税の控除額		⑭	0.000		0.00	この申告により納付すべき法人税額 ⑫-⑬-⑭
所得割		①+②+③+④	0.000		0.00	この申告により納付すべき道府県民税額 ⑫+⑬
資本割		⑧+⑨	0.000		0.00	この申告により納付すべき均等割額 ⑫-⑬
収入割		⑩+⑪	0.000		0.00	この申告により納付すべき均等割額 ⑫-⑬
均等割		⑫	0.000		0.00	この申告により納付すべき均等割額 ⑫-⑬
⑯のうち見込納付額		⑯	0.000		0.00	この申告により納付すべき均等割額 ⑫-⑬
摘要		課税標準	税率	税額		
正特部に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		⑰	0.000		0.00	⑯のうち見込納付額
収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		⑱	0.000		0.00	差引 ⑰-⑱
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額		⑲	0.000		0.00	特別区分の課税標準額
課税標準		⑳			0.00	同上に対する税率 ㉓×㉒
税率		㉑			0.00	市町村分の課税標準額
税額		㉒			0.00	同上に対する税率 ㉓×㉒
差引		㉓			0.00	中間納付額
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42))		㉔				交付を受けることとなる金額(銀行支店)
損金の額又は個別経損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額		㉕				法人税の課税標準の額又は連結個別資本金等の額
損金の額又は個別経損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額		㉖				法人税の当分の額又は連結法人税額算定支払額
益金の額又は個別経益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額		㉗				決算確定の日
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額		㉘				解散の日
仮計 ㉔+㉕+㉖-㉗-㉘		㉙				残余財産の最後の分配又は引渡しの日
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		㉚				申告課税の戻戻の発生(承認)の有無 事業税 有・無 法人税 有・無
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(43)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(55))		㉛				法人税の申告書の種類 青色・その他
法第15条の4の徴収額子を受けようとする税額		㉜				この申告が中間申告の場合の前算額

道府県民税

署名押印

(電話)

【個人事業主の場合】

「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表）」

※マイナンバー（個人番号）の部分全てを黒塗りしてください

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B		FA2200	
住所	個人番号	フリガナ	氏名
生年月日	職業	届出・届出	事業主の氏名
事業主との続柄	種別	所得の源泉徴収	控除
収入金額等	事業業等	課税される所得金額	000
	業農業	上記の30に対する税額	
	不動産	配当控除	
	利子		
	配当		00
	給与		
	公的年金等		
	雑業務		
	その他		
	総合課税		
所得金額等	事業業等	課税される所得金額	
	業農業		
	不動産		
	利子		
	配当		
	給与		
	公的年金等		
	雑業務		
	その他		
	計		00
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		
	小規模企業共済等控除		
	生命保険料控除		
	地震保険料控除		
	専従の配偶者等の給与	0000	
	勤労学生・障害者控除	0000	
	配偶者控除	0000	
	扶養控除	0000	
	基礎控除	0000	
	計		
雑損控除			
医療費控除			
寄附金控除			
計			
税	課税される所得金額	30	000
金の	上記の30に対する税額	31	
の	配当控除	32	
計		33	
算		34	00
他	改正等寄附金等特別控除	35	
	住宅耐震改修特別控除等	36	
	災害減免額	37	
	高所得者増徴等（課税所得額）	38	
	復興特別所得税額	39	
	所得税及び復興特別所得税の額	40	
	外国税額控除等	41	
	源泉徴収税額	42	
	申告納税額	43	
	未定納税額	44	
	戻り戻分の税額	45	00
	納付済税額	46	
	公的年金等以外の会社所得金額	47	
	配偶者の会社所得金額	48	
	高所得者増徴等特別控除の金額	49	
	青色申告特別控除額	50	
	課所得・一時所得等の源泉徴収控除の合計額	51	
	未納付の源泉徴収税額	52	
	本年まで差し引く繰越損失額	53	
	平均課税対象金額	54	
	変動・臨時所得金額	55	
	申告額までに納付する金額	56	00
	延納届出額	57	000

第一表 (令和二年分以降以降用)

※延納・無効又は他の記入をお忘れなく

第3次 受付番号		第 次 受付番号	
申請日	令和	3	年 6 月 10 日
<input checked="" type="checkbox"/>	県が実施している飲食店従業員向け一斉PCR検査を受検し、検査結果報告書を受取済の場合は、左の口に✓を付けて、受付IDを記入してください。		
検査結果報告書の受付ID	○○○○○○○		
	※検査結果報告書の添付は必要ありません。		

下記協力金を申請済みであるため、チェックリストに記載のとおり、一部添付書類の提出を省略します。※下記の口に✓

第1次協力金(4/7~4/20)を申請済
時短要請期間

第2次協力金(4/28~5/11)を申請済
時短要請期間

香川県知事 殿

香川県営業時間短縮協力金（第3次）申請書

香川県営業時間短縮協力金（第3次）支給要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

【申請者の情報】

申請者の種別（いずれかに記入）	法人の場合	所在地 (主たる事務所所在地)	〒	7	6	0	-	0	0	0	0	香川	都・道 府・ <u>県</u>	高松	<u>市</u> 区 郡				
		フリガナ	カブシキガイシャマルマル																
		法人名	株式会社○○																
		代表者職名	代表取締役社長	フリガナ	カガワ タロウ														
				代表者氏名	香川 太郎														
		常時使用する従業員数	25 人	資本金	3,000,000 円														
		主たる業種	(いずれかを○で囲んでください) <u>飲食業</u> ・ その他(具体的に)																
		法人番号 (13桁)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3				
		フリガナ	カガワ ハナコ						担当者	087-○○○-○○○○									
		担当者氏名	香川 花子						電話番号										
		担当者メールアドレス	○○○@○○○○.○○.○○																
		個人事業主の場合	住所 (代表者の自宅住所)	〒											都・道 府・県		市・区 郡		
			フリガナ											生年	T. S. H.				
			氏名											月日	年 月 日				
電話番号	-																		
メールアドレス																			

【協力金申請額】

3次

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

受付 番号

申請店舗数 (営業時間短縮実施店舗数)	3	店舗
------------------------	---	----

店舗 No.	協力金の額	店舗 No.	協力金の額
1	527,000 円	6	,000 円
2	182,000 円	7	,000 円
3	342,000 円	8	,000 円
4	,000 円	9	,000 円
5	,000 円	10	,000 円

※店舗ごとに【別紙1：店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について】を作成し、協力金の額を記入して下さい。

<1割加算>

店舗ごとの協力金の額の合算額	1,051,000 円
----------------	-------------

× 1.1
|| 千円未満切り上げ

協力金申請額	1,157,000 円
---------------	--------------------

【振込口座】

申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

金融機関名	〇〇銀行								
支店名	△△支店								
金融機関コード	1	2	3	4	支店コード	1	2	3	
預金種目 (いずれかに✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通				<input type="checkbox"/> 当座				
口座番号	0	1	2	3	4	5	6		
フリガナ	カ) マルマル								
口座名義	株式会社〇〇								

(※) 金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

店舗ごとに、別紙1を作成してください。また、別紙2～5で
店舗ごとの協力金支給額を計算してください。

3次

記載例

受付
番号

【店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について】

別紙1

●店舗 No. 1 ※店舗 No. を記載してください

店舗情報	フリガナ	カガワシヨクドウ													
	店舗名	香川食堂													
	所在地	〒	7	6	0	—	0	0	0	0	香川県	高松	市	郡	
		〇〇町〇丁目〇—〇〇													
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル													
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※)	株式会社〇〇													
	営業許可 番号	高松市	〇	〇	〇	〇	〇	—	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
		高松市 以外	営業を許可した保健所名			<input type="checkbox"/> 東讃 <input type="checkbox"/> 中讃 <input type="checkbox"/> 西讃 <input type="checkbox"/> 小豆									
	営業許可の有効期限	平成〇〇年〇月〇日						～	令和△年△月△日						
電話番号	087-〇〇〇														

12時間制(午前・午後)で記入して下さい

(※) 申請者と名義が異なる場合、第3号様式「飲食店等営業許可...」を記入してください。

営業時間	通常時(※1)	開始	終了
	午前11:00 ~ 午後2:00 午後5:00 ~ 午後11:00	午前11:00 ~ 午後2:00 午後5:00 ~ 午後8:00	
酒類提供時間 (酒類提供「有」の場合)	通常時(※1)	午後5:00 ~ 午後10:30	午後5:00 ~ 午後7:00

協力要請期間中(5/12~5/31)(※2)

(12時間制(午前・午後)で記入して下さい)

(※1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業時間を短縮している場合は、一時的に短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。

(※2) 今回の短縮要請に対して、全期間休業した場合は、「全期間休業」と記入して下さい。

定休日の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 定休日あり (日曜日) <input type="checkbox"/> 定休日なし
--------	--

【時短要請に応じた日数】

※営業時間を短縮した日には「○」を、休業した日には「◎」を、定休日や再要請前に店休日としていた日には「定」を記入してください。

なお、通常時の営業時間が午前5時から午後8時までの日には「/」を記入してください。

令和3年(2021年)5月													
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
○	○	○	○	定	○	○	○	○	○	○	定	○	○
26	27	28	29	30	31								
水	木	金	土	日	月								
○	○	○	○	定	○								

時短要請に応じた日数(「○」及び「◎」の日数)

(最大20日)

17日

別紙2～別紙5の時短協力日数に転記してください



(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

店舗ごとに、別紙1を作成してください。また、別紙2～5で

店舗ごとの協力金支給額を計算してください。

3次

記載例

受付
番号

【店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について】

別紙1

●店舗 No. 2 ※店舗 No. を記載してください

店舗情報	フリガナ	サヌキシヨクドウ												
	店舗名	讃岐食堂												
	所在地	〒	7	6	9	—	0	0	0	0	香川県	さぬき	市	郡
		△△町△丁目△-△△												
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル												
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※)	株式会社〇〇												
	営業許可 番号	高松市	—											
		高松市	営業を許可した保健所名				<input checked="" type="checkbox"/> 東讃 <input type="checkbox"/> 中讃 <input type="checkbox"/> 西讃 <input type="checkbox"/> 小豆							
		以外	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	営業許可の有効期限	平成〇〇年〇月〇日						～	令和△年△月△日					
電話番号	0879-△△											12時間制(午前・午後)で記入して下さい		

(※) 申請者と名義が異なる場合、第3号様式「飲食店等営業許可...」を提出してください。

営業時間	通常時(※1)	開始	終了
	午後 5:00 ~ 午後 11:00	午後 5:00 ~ 午後 8:00	午後 5:00 ~ 午後 7:00
酒類提供時間 (酒類提供「有」の場合)	通常時(※1)	午後 5:00 ~ 午後 10:30	午後 5:00 ~ 午後 7:00

(※1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業時間短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。

(※2) 今回の短縮要請に対して、全期間休業した場合は、「全期間休業」と記入して下さい。

定休日はなく、17日から19日までは店休日として予め決まっていたが、さらに24日から26日までは休業した場合

定休日の有無	<input type="checkbox"/> 定休日あり (曜日)	<input checked="" type="checkbox"/> 定休日なし
--------	---------------------------------------	---

【時短要請に応じた日数】

※営業時間を短縮した日には「○」を、休業した日には「◎」を、定休日や再要請前に店休日としていた日には「定」を記入してください。

なお、通常時の営業時間が午前5時から午後8時までの日には「/」を記入してください。

令和3年(2021年)5月													
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
○	○	○	○	○	定	定	定	○	○	○	○	定	定
26	27	28	29	30	31								
水	木	金	土	日	月								
定	○	○	○	○	○								

予約営業等の営業形態の場合は、過去の同時期の実績に基づく記載も可能とします。

時短要請に応じた日数(「○」及び「◎」の日数)

(最大20日)

14日

別紙2～別紙5の時短協力日数に転記してください

店舗ごとに、別紙1を作成してください。また、別紙2～5で
店舗ごとの協力金支給額を計算してください。

3次

記載例

受付
番号

【店舗ごとの協力金申請額及び協力内容について】

別紙1

●店舗 No. 3 ※店舗 No. を記載してください

店舗情報	フリガナ	セトウチシヨクドウ												
	店舗名	瀬戸内食堂												
	所在地	〒	7	6	3	—	0	0	0	0	香川県	丸亀	市	郡
		□□町□丁目□-□□												
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル												
	営業許可を受けた者の 法人名又は氏名(※)	株式会社〇〇												
	営業許可 番号	高松市												
		高松市 以外	営業を許可した保健所名			<input type="checkbox"/> 東讃 <input checked="" type="checkbox"/> 中讃 <input type="checkbox"/> 西讃 <input type="checkbox"/> 小豆								
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可の有効期限	平成〇〇年〇月〇日						～	令和△年△月△日						
電話番号	0877-□□													

12時間制(午前・午後)で記入して下さい

(※) 申請者と名義が異なる場合、第3号様式「飲食店等営業許可...」を添付してください。

営業時間	通常時(※1)	協力要請期間中(5/12~5/31)(※2)
	開始 終了	開始 終了
酒類提供時間 (酒類提供「有」の場合)	午後3:00~午後8:00(火~木) 午後3:00~午後10:00(金~日)	午後3:00~午後8:00(火~木) 午後3:00~午後8:00(金~日)
	午後3:00~午後7:30(火~木) 午後3:00~午後9:30(金~日)	午後3:00~午後7:00(火~木) 午後3:00~午後7:00(金~日)

(※1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。
(※2) 今回の短縮要請に対して、全期間休業した場合は、「全期

通常時は、月曜日を定休日とし、火曜日から木曜日(3日間)は、営業時間を午後8時まで、金曜日から日曜日(3日間)は、営業時間を午後10時までとしていた場合

定休日の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 定休日あり (月曜日)
--------	---

【時短要請に応じた日数】

※営業時間を短縮した日には「○」を、休業した日には「◎」を、定休日や再要請前に店休日としていた日には「定」を記入してください。
なお、通常時の営業時間が午前5時から午後8時までの日には「/」を記入してください。

令和3年(2021年)5月													
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
/	/	○	○	○	定	/	/	/	○	○	○	定	/
26	27	28	29	30	31								
水	木	金	土	日	月								
/	/	○	○	○	定								

時短要請に応じた日数(「○」及び「◎」の日数)

(最大20日)

9日

別紙2～別紙5の時短協力日数に転記してください



●店舗 No. _____

3次

記載例

受付
番号

店舗ごとの協力金申請額計算

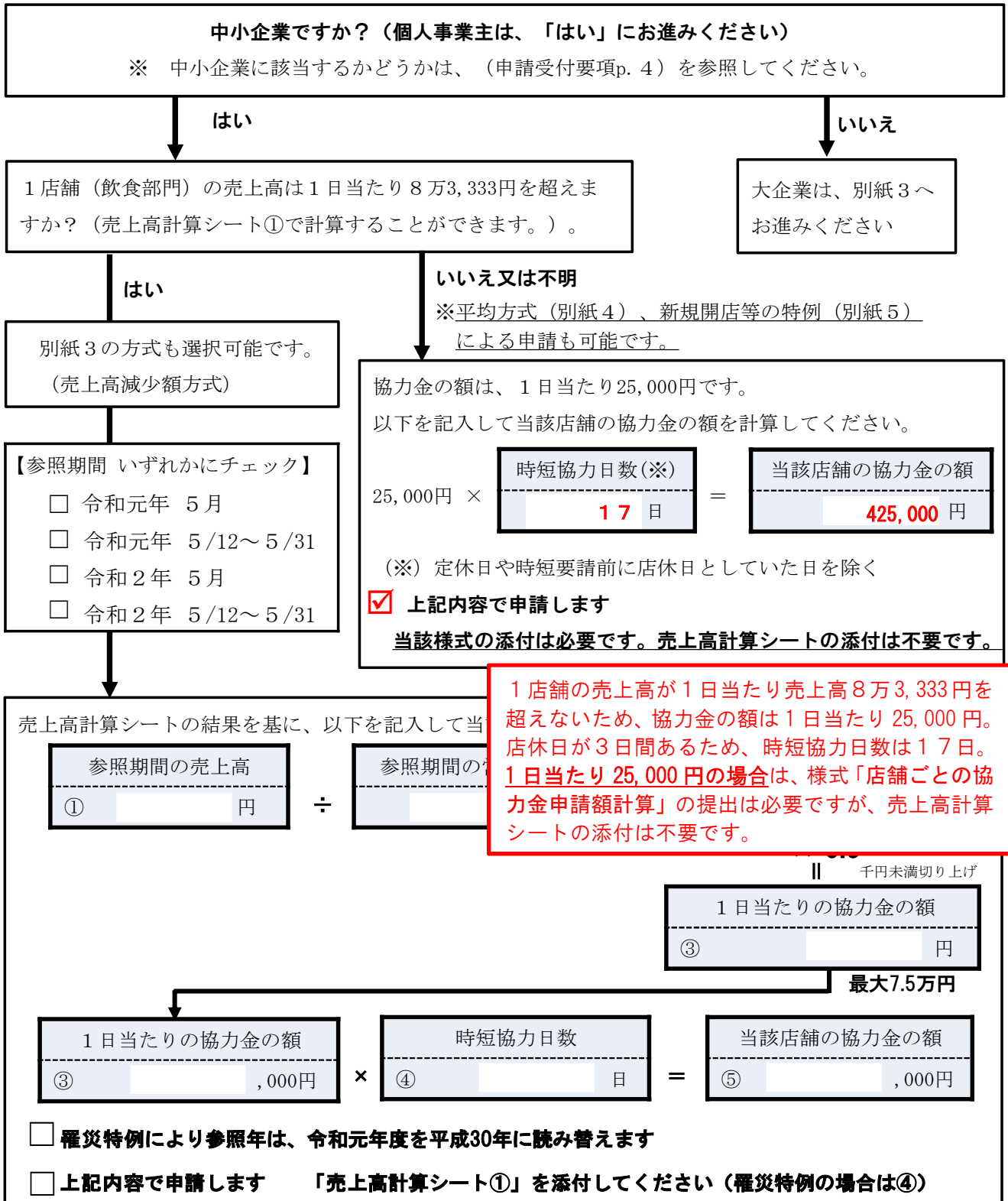
別紙2

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を記入してください。売上高の計算にあたっては、売上高計算シートを使用してください。協力金の額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※「前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高」が25万円超で、かつ「(前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高) - (令和3年の1店舗1日当たりの飲食業売上高)」が18万7,500円超の場合は、【売上高減少額方式】をご利用ください。

※合併・法人成り・事業承継特例(申請受付要項 p.3)に該当する場合は、別紙6も記入してください。

【売上高方式】



●店舗 No. 1

3次

記載例

受付
番号

店舗ごとの協力金申請額計算

別紙2

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、数値を記入してください。売上高の計算にあたっては、売上高計算シートを使用してください。協力金の額等を必ずご確認の上、「上記内容で申請します」にチェックしてください。

※「前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高」が25万円超で、かつ「(前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高) - (令和3年の1店舗1日当たりの飲食業売上高)」が18万7,500円超の場合は、【売上高減少額方式】をご利用ください。

※合併・法人成り・事業承継特例（申請受付要項 p. 3）に該当する場合は、別紙6も記入してください。

【売上高方式】

中小企業ですか？（個人事業主は、「はい」にお進みください）
※ 中小企業に該当するかどうかは、（申請受付要項p. 4）を参照してください。

はい

いいえ

1店舗（飲食部門）の売上高は1日当たり8万3,333円を超えますか？（売上高計算シート①で計算することができます。）

大企業は、別紙3へお進みください

はい

いいえ又は不明

別紙3の方式も選択可能です。（売上高減少額方式）

※平均方式（別紙4）、新規開店等の特例（別紙5）による申請も可能です。

- 【参照期間 いずれかにチェック】
- 令和元年 5月
 - 令和元年 5/12～5/31
 - 令和2年 5月
 - 令和2年 5/12～5/31

協力金の額は、1日当たり25,000円です。
以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

25,000円 ×	時短協力日数(※) 日	=	当該店舗の協力金の額 円
-----------	----------------	---	-----------------

(※) 定休日や時短要請前に店休日としていた日を除く

上記内容で申請します

当該様式の添付は必要です。売上高計算シートの添付は不要です。

売上高計算シートの結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。^{1円未満切り上げ}

参照期間の売上高 ① 1,709,555円	÷	参照期間の営業日数 17日	=	参照期間の1日当たりの売上高 ② 100,563円
				× 0.3 千円未満切り上げ
				1日当たりの協力金の額 ③ 31,000円
				最大7.5万円
1日当たりの協力金の額 ③ 31,000円	×	時短協力日数 ④ 17日	=	当該店舗の協力金の額 ⑤ 527,000円

罹災特例により参照年は、令和元年度を平成30年に読み替えます

上記内容で申請します 「売上高計算シート①」を添付してください（罹災特例の場合は④）

●店舗 No. 2

3次

記載例

受付
番号

【売上高減少額方式】

店舗ごとの協力金申請額計算

別紙3

前年、前々年の下記期間（店休日除く）の売上高と今年の同期間（店休日除く）の1日当たりの売上高を比べた場合、減少していますか。
減少している場合、算出根拠とする期間を1つ選択しチェックしてください。

(参照期間の売上高)	(時短要請期間の売上高)
<input type="checkbox"/> 令和元年5月の売上高	> 令和3年5月の売上高
<input type="checkbox"/> 令和2年5月の売上高	> 令和3年5月の売上高
<input checked="" type="checkbox"/> 令和元年5月12日～5月31日の売上高	> 令和3年5月12日～5月31日の売上高
<input type="checkbox"/> 令和2年5月12日～5月31日の売上高	> 令和3年5月12日～5月31日の売上高

はい

いいえ

申請できません（中小企業・個人事業主の場合は、売上高方式で申請してください）

売上高計算シート②-1、②-2の結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。
1円未満切り上げ

参照期間の売上高 ① 1,270,555 円	÷	参照期間の営業日数(※) 17 日	=	参照期間の1日当たりの売上高 ② 74,739 円
時短要請期間の売上高 ③ 616,665 円	÷	時短要請期間の営業日数(※) 14 日	=	時短要請期間の1日当たりの売上高 ④ 44,048 円
参照期間の1日当たりの売上高 ② 74,739 円	-	時短要請期間の1日当たりの売上高 ④ 44,048 円	=	参照期間から時短要請期間の1日当たりの売上高減少額 ⑤ 30,691 円
参照期間の1日当たりの売上高 ② 74,739 円	× 0.3	=	1日当たりの協力金の額 ⑧ 23,000 円	
参照期間の1日当たりの売上高 ② 74,739 円	× 0.4	=	1日当たりの協力金の額 ⑥ 13,000 円	
1日当たりの協力金の額 ⑦ 13,000 円	×	時短協力日数 ⑧ 14 日	=	当該店舗の協力金の額 ⑨ 182,000 円

※)店休日を除く

上限額のチェック

①【上限額】20万円

②【上限額】参照期間の1日当たり売上高×0.3（下記参照）

上限額は ①20万円又は②のいずれか低い額

上限額を超える場合は上限額としてください。

罹災特例により参照年は、令和元年度を平成30年に読み替えます

上記内容で申請します 「売上高計算シート②-1 および②-2」を添付してください
(罹災特例の場合は、⑤-1および⑤-2)

●店舗 No. 3

3次

記載例

受付
番号

別紙4

【平均方式（年間売上高による申請）】店舗ごとの協力金申請額計算

※中小企業・個人事業主で、月単位等の売上高を把握することが困難な場合に
ご利用ください（大企業は利用できません。）。

事業者全体の飲食業売上高を店舗数で割ることにより事業所単位の飲食業売上高を算出する方法

以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間（いずれかをチェック）
 令和元年度 令和2年度

1円未満切り上げ

事業者全体の参照期間の年間売上高	÷	店舗数	=	参照期間の店舗ごとの売上高
① 円		店舗		② 円

店舗ごとの年度の飲食業売上高を年度の日数で割る方法

以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間（いずれかをチェック）
 令和元年度 令和2年度

1円未満切り上げ

参照期間の店舗ごとの年間売上高	÷	参照期間の営業日数	=	参照期間の1日当たりの売上高
① 28,000,000円		223日 <small>(店休日を除く)</small>		② 125,561円
				× 0.3 千円未満切り上げ
				1日当たりの協力金の額
				③ 38,000円
				最大7.5万円
1日当たりの協力金の額	×	時短協力日数	=	当該店舗の協力金の額
③ 38,000円		④ 9日		⑤ 342,000円

上記内容で申請します

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

●店舗 No. _____

3次

記載例

受付
番号

【新規開店特例】(申請受付要項 p. 3) 店舗ごとの協力金申請額計算

別紙5

時短要請月(5月)を基準に、開店1年未満の店舗で、参照すべき前年度等の飲食業売上が存在しない場合、売上高方式で当該店舗の協力金の額を計算します。

●売上高方式

売上高計算シートの結果を基に、以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

参照期間 新規開店日から令和3年5月11日まで

参照期間の売上高 ① 23,450,000円	÷	参照期間の営業日数 205日 (店休日を除く)	=	参照期間の1日当たりの売上高 ② 114,391円 <small>1円未満切り上げ</small>
				× 0.3 <small>千円未満切り上げ</small>
				1日当たりの協力金の額 ③ 35,000円
				最大7.5万円 下限2.5万円(※)
1日当たりの協力金の額 ③ 35,000円	×	時短協力日数 12日	=	当該店舗の協力金の額 ④ 420,000円

上記内容で申請します

「売上高計算シート③」を添付してください(※)

※ 1日当たりの売上高が8万3,333円(税抜き)以下の場合、1日当たりの協力金の額(③)は、2万5,000円となります。その場合、売上高計算シート③の添付は不要です。

●店舗 No. _____

3次

記載例

受付
番号

別紙6

合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書

時短要請月の店舗の事業者（以下、申請者という。）と参照期間の事業者（以下、前事業者という。）が異なっているが、合併・法人成り・事業承継により事業の継続性があるため、合併・法人成り・事業承継特例による申請をする場合、下記の項目について記入して下さい。

【種別の詳細】該当する種別にチェックをし、前事業者の内容について記入してください

<input type="checkbox"/> 【合併の場合】	⇒被合併法人について記入して下さい。
<input type="checkbox"/> 【法人成りの場合】	⇒個人事業主について記入して下さい。
<input type="checkbox"/> 【事業承継の場合】	⇒先代事業者、事業承継の理由について記入してください。
法人所在地（個人事業主住所）	<u>高松市〇〇町〇丁目〇-〇〇</u>
法人名（法人の場合のみ）	_____
代表者名（個人事業主氏名）	<u>香川 太郎</u>
発 生 年 月 日	<u>令和元年5月15日</u>
事 業 承 継 の 理 由	_____

【売上高の計算期間について】

前 事 業 者 の 計 算 期 間	<u>令和元年5月 1日 ～ 令和元年5月14日</u>
申 請 者 の 計 算 期 間	<u>令和元年5月15日 ～ 令和元年5月31日</u>

【その他特記事項について】

--

第2号様式（第5条関係）

【誓約書】

記載例

受付
番号

香川県営業時間短縮協力金（第3次）の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- この申請書様式及び別紙の記載内容は、事実と相違ありません。
- 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。

（参考）香川県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

- 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。
- 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、協力金の全額を即時返還するとともに、加算金の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- 営業時間短縮協力金を受給している店舗名及び所在地を県が公表することに同意します。
- 申請する店舗全てで営業時間短縮要請期間の開始日（5月12日）より前に1日以上営業期間があります。
- 支給対象日数には、定休日や再要請前に店休日としていた日は含んでいません。
- 申請する店舗全てで感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っています。
- 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- 以下の①～⑤の店舗は、申請に含めていません。
 - 既にこの協力金（第3次）の支給を受けた店舗
 - 社会福祉施設、社員食堂等において特定の者を対象として飲食物の提供をしている店舗
 - 小売りを営業の主体としていると認められる店舗
 - 店舗内に客席を有さず、購入した飲食物を持ち帰らせる形態の営業を行う店舗
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗

香川県知事 殿

令和3年6月10日

代表者職名・氏名 代表取締役社長 香川 太郎

（申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。）

【チェックリスト】

3次

記載例

(※) 受付番号は協力金事務局が記入します

受付
番号

- 申請書類の提出前に以下の内容を確認し、□に✓を付けてください。
- 第1次又は第2次の協力金の申請の際に提出済の書類と同じものである場合は、(2)、(3)、(4)、(5)等の書類の提出を省略できますので、「省略」欄の□に✓を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	第1次協力金(4/7~20)を5月20日に申請済	<input checked="" type="checkbox"/>	第2次協力金(4/28~5/11)を6月2日に申請済 《この場合★印の項目も省略可》
-------------------------------------	--------------------------	-------------------------------------	--

提出	省略	【共通の提出書類】(1)~(9)	計算方式ごとに提出書類が異なります。
(1) 香川県営業時間短縮協力金(第3次)申請書(第1号様式)			
<input checked="" type="checkbox"/>	—	手書きの場合、ペン又はボールペンで記載した。(消せるボールペンは不可)	
<input checked="" type="checkbox"/>	—	全ての申請対象店舗について別紙及び売上高計算シート(協力金の単価が2万5千円超の店舗の場合に必要)を作成し、添付している。	
<input checked="" type="checkbox"/>	—	県が実施している飲食店従業員向け一斉PCR検査を受検し、検査結果報告書を受取済の場合は、□に✓を付け、受付IDを記入している。(検査結果報告書の添付は不要)	
(2) (個人事業主の場合のみ) 本人確認書類の写し			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等)に記載の住所と、申請者の現住所が一致している。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードの場合、オモテ面の写しのみを添付し、マイナンバーが記載されたウラ面の写しは添付していない。	
(3) 振込口座の通帳等の写し			
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義である。	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	通帳等の写しには、口座名義人、金融機関名、金融機関の(支)店名、預金の種目及び口座番号が記載されている。(インターネットバンキングの場合、該当ページを印刷)	
(4) 食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し			
※1次又は2次の協力金申請時と同一店舗で時短要請期間中有効である場合のみ省略が可能です。			
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	営業許可証の有効期限が、営業時間短縮要請期間を通して有効である。	
<input type="checkbox"/>	※	複数店舗の申請をする場合、全店舗についての営業許可証を添付している。	
(5) 税務署等に提出した直近の確定申告書の写しを添付している			
<input checked="" type="checkbox"/> 【法人の場合】			
<input checked="" type="checkbox"/> 県内に主たる事務所を有する場合			
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法人税確定申告書(事業年度分の法人税申告書別表一)の写し	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	法人事業概況説明書(1頁~2頁)の写し	
<input type="checkbox"/> 県外に主たる事務所を有する場合			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	香川県県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「法人設立届出書」の写し	
<input type="checkbox"/> 【個人事業主の場合】			
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「所得税及び復興特別所得税の申告書B(第一表)」の写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「所得税青色申告決算書(1頁目)」又は「収支内訳書(1頁目)」の写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイナンバーの部分全てを黒塗りしている。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「開業届」の写し	
(6) 誓約書(第2号様式)			
<input checked="" type="checkbox"/>	—	申請者(法人の場合はその代表者)が誓約書の内容を確認し、自筆で署名した。	

受付 番号

(7) (該当者のみ) 飲食店等営業許可証に係る申立書 (第3号様式)	
<input type="checkbox"/>	申請者と営業許可を受けた者の名義が異なる場合に申立書を添付している。
<input type="checkbox"/>	複数店舗の申請時の場合、名義が異なる各店舗について申立書を添付している。
(8) 営業時間短縮の実施状況がわかるもの	
<input checked="" type="checkbox"/>	通常の営業時間・時間短縮営業の実施期間・短縮後の営業時間を告知するチラシ等を店舗の入り口等に掲示した状況を写真に収めたもの、店舗のホームページやSNSでお知らせしている内容のスクリーンショット等を添付している。
(9) 施設の外観写真、内観写真	
<input checked="" type="checkbox"/>	外観の写真は、店舗名、定休日などの店休日を確認できるものを添付している。
<input checked="" type="checkbox"/>	内観の写真は、営業している事実や感染防止対策の事実を確認できるものを添付している。
<input checked="" type="checkbox"/>	申請対象となる施設が複数ある場合はそれぞれの施設の写真を添付している。
(10) (該当者のみ) 合併・法人成り・事業承継の事実が確認できる資料の写し	
<input type="checkbox"/>	別紙6 (合併・法人成り・事業承継特例に係る理由書)
<input type="checkbox"/>	合併の場合、被合併法人及び合併法人の履歴事項全部証明書の写し
<input type="checkbox"/>	法人成りの場合、個人事業の廃業届及び法人の履歴事項全部証明書の写し
<input type="checkbox"/>	事業承継の場合、個人事業の開業届及び廃業届の写し
(11) (該当者のみ) 罹災特例の事実が確認できる資料の写し	
<input type="checkbox"/>	市町役場が発行する罹災証明書の写しを添付している。
(12) (該当者のみ) 時短要請月を基準に開店後1年未満である事実が確認できる資料の写し	
<input type="checkbox"/>	開店後1年未満である事実が確認できる資料の写しを添付している。
【前年又は前々年の1店舗1日当たりの飲食業売上高が8万3,333円(税抜き)超(協力金の単価が2万5千円超)の場合の提出書類】(13)～(14)	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)～(12)の提出書類を添付している。
(13) 店舗の前年又は前々年の飲食部門の売上高が分かる資料の写し	
<input checked="" type="checkbox"/>	前年又は前々年の5月の飲食業売上高が確認できる売上帳等(時短要請期間方式を選択する場合は、5月12日から5月31日までの飲食業売上高が確認できるもの)の写し
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 上記(前年又は前々年)の売上を申告した 確定申告書の写し((5)税務署等に提出した直近の確定申告書の写しと同じものとなる場合は、1部提出で可)
(14) 店舗の前年又は前々年の休業日が分かる資料の写し	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日(定休日などの店休日)を除く場合は、その休業日が確認できるもの(毎日の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写しでも可)
【売上高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合の提出書類】(15)～(16)	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)～(14)の提出書類を添付している。
(15) 店舗の対象月の売上に係る売上帳等の写し	
<input checked="" type="checkbox"/>	本年の5月の飲食業売上高が確認できる売上帳等(時短要請期間方式を選択する場合は、5月12日から5月31日までの飲食業売上高が確認できるもの)の写し
(16) 店舗の対象月の休業日が分かる資料の写し	
<input checked="" type="checkbox"/>	本年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日(定休日などの店休日)を除く場合は、その休業日が確認できるもの(毎日の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写しでも可)

売上高計算シート 記載の手引き

- 「香川県営業時間短縮協力金(第3次)申請方法フローチャート」または「香川県営業時間短縮協力金申請書(第3次)の別紙2」を参考にいただき、売上高の計算方法を選択してください。
- 下記を参考にいただき、使用する売上高計算シートを選択してください。売上高計算シートの結果を基に、「香川県営業時間短縮協力金申請書(第3次)の別紙2」以降に数値を記載してください。

	計算方法	計算シート	(参考) 申請書別紙	
売上高方式	月単位方式 または 時短要請期間方式	①	別紙2	
売上高減少額方式	月単位方式 または 時短要請期間方式	参照期間 ②-1	別紙3	
		時短要請期間 ②-2		
新規開店特例	月単位方式	③	別紙5	
罹災特例	売上高方式	月単位方式 または 時短要請期間方式	④	別紙2
	売上高減少額方式	月単位方式 または 時短要請期間方式	参照期間 ⑤-1 時短要請期間 ⑤-2	別紙3

計算例: 中小企業の場合、売上高計算シート①の1日当たり売上高が8万3,333円を超えない場合、協力金の額は1日当たり25,000円になります。

香川県営業時間短縮協力金申請書(第3次)の別紙2

売上高計算シート①

【売上高方式】

中小企業ですか？(個人事業主は、「はい」にお進みください)
※ 中小企業に該当するかどうかは、(申請受付要項p.4)を参照してください。

はい ↓ いいえ ↓

1店舗(飲食部門)の売上高は1日当たり8万3,333円を超えますか？(売上高計算シート①で計算することができます。)

はい ↓ いいえ又は不明 ↓

別紙3の方式も選択可能です。(売上高減少額方式)

【参照期間 いずれかにチェック】

令和元年 5月
 令和元年 5/12~5/31
 令和2年 5月
 令和2年 5/12~5/31

協力の額は、1日当たり25,000円です。
以下を記入して当該店舗の協力金の額を計算してください。

25,000円 × 時短協力日数(※) = 当該店舗の協力金の額

25,000円 × 17日 = 425,000円

(※) 定休日や時短要請前に店休日としていた日を除く
 上記内容で申請します

【月単位方式】
※令和元年5月
※売上については、日々の売上ではなく、②に合計金額を直接入力することも可

売上高計①	2,081,000
営業日	27
店休日	4
令和元年 1日当り売上高	77,075
1日当りの支払い額(上記×0.3)	24,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】
※令和元年5/12から5/31までの20日間
※売上については、日々の売上ではなく、②に合計金額を直接入力することも可

売上高計①	1,249,000
営業日	17
店休日	3
令和元年 1日当り売上高	73,471
1日当りの支払い額(上記×0.3)	23,000

※千円未満を切り上げ

【月単位方式】
※令和2年5月
※売上については、日々の売上ではなく、②に合計金額を直接入力することも可

売上高計①	966,000
営業日	21
店休日	10
令和2年 1日当り売上高	46,000
1日当りの支払い額(上記×0.3)	14,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】
※令和2年5/12から5/31までの20日間
※売上については、日々の売上ではなく、②に合計金額を直接入力することも可

売上高計①	662,000
営業日	14
店休日	6
令和2年 1日当り売上高	47,286
1日当りの支払い額(上記×0.3)	15,000

※千円未満を切り上げ

- 売上高計算シートに、売上高(消費税を抜いた金額)を入力してください。店休日の場合、「休」の欄には○を記載してください。なお、売上高は、日々の売上高の入力を省略し、各月計のみ入力することも可能です。
- 営業時間短縮の要請の対象となる飲食業のみを行っている場合は、店舗ごとに、その売上高を飲食業売上高として計算します。
- 営業時間短縮要請の対象とならない事業(テイクアウト、物品販売等)も行っている場合は、原則として、それらの事業を除外して飲食業売上高を計算します。
- 月単位方式、時短要請期間方式のいずれの場合も、飲食業売上高を参照する期間に休業日(定休日や不定休による店休日)があった場合には、その日数を除いて1日当たりの飲食業売上高を計算します。

売上高計算シート① <売上高方式算出表> (記載例)

<売上高方式算出表> 【参照期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表

店舗名: _____

2019 令和元年 (平成31年)

定休日には「休」欄に○を、「売上高」欄には売上高を入力ください。

5月		
日	休	売上高
1日 (水)		67,000
2日 (木)		70,000
3日 (金)		90,000
4日 (土)		160,000
5日 (日)	○	
6日 (月)		95,000
7日 (火)		70,000
8日 (水)		150,000
9日 (木)		90,000
10日 (金)		90,000
11日 (土)		95,000
12日 (日)	○	
13日 (月)		90,000
14日 (火)		99,000
15日 (水)		90,000
16日 (木)		95,000
17日 (金)		90,000
18日 (土)		90,000
19日 (日)	○	
20日 (月)		95,000
21日 (火)		90,000
22日 (水)		120,000
23日 (木)		90,000
24日 (金)		95,000
25日 (土)		90,000
26日 (日)	○	
27日 (月)		90,000
28日 (火)		95,000
29日 (水)		170,000
30日 (木)		95,000
31日 (金)		125,555

2020 令和2年

定休日には「休」欄に○を、「売上高」欄には売上高を入力ください。

5月		
日	休	売上高
1日 (金)		45,000
2日 (土)	○	
3日 (日)	○	
4日 (月)		45,000
5日 (火)		38,000
6日 (水)		55,000
7日 (木)		45,000
8日 (金)		38,000
9日 (土)	○	
10日 (日)	○	
11日 (月)		38,000
12日 (火)		55,000
13日 (水)		45,000
14日 (木)		38,000
15日 (金)		55,000
16日 (土)	○	
17日 (日)	○	
18日 (月)		38,000
19日 (火)		55,000
20日 (水)		45,000
21日 (木)		38,000
22日 (金)		55,000
23日 (土)	○	
24日 (日)	○	
25日 (月)		55,000
26日 (火)		45,000
27日 (水)		38,000
28日 (木)		55,000
29日 (金)		45,000
30日 (土)	○	
31日 (日)	○	

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和元年5月

※売上高については、日々の売上ではなく、㉔に合計金額を直接入力することも可

売上高計㉔	2,686,555
営業日	27
店休日	4
令和元年 1日当たり売上高	99,503
1日当たりの支払い額 (上記×0.3)	30,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和元年5/12から5/31までの20日間

※売上高については、日々の売上ではなく、㉕に合計金額を直接入力することも可

売上高計㉕	1,709,555
営業日	17
店休日	3
令和元年 1日当たり売上高	100,563
1日当たりの支払い額 (上記×0.3)	31,000

※千円未満を切り上げ

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和2年5月

※売上高については、日々の売上ではなく、㉖に合計金額を直接入力することも可

売上高計㉖	966,000
営業日	21
店休日	10
令和2年 1日当たり売上高	46,000
1日当たりの支払い額 (上記×0.3)	14,000

※千円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和2年5/12から5/31までの20日間

※売上高については、日々の売上ではなく、㉗に合計金額を直接入力することも可

売上高計㉗	662,000
営業日	14
店休日	6
令和2年 1日当たり売上高	47,286
1日当たりの支払い額 (上記×0.3)	15,000

※千円未満を切り上げ

売上高計算シート② - 1 <売上高減少額方式算出表> (記載例)

<売上高減少額方式算出表> 【参照期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表

店舗名: _____

2019 令和元年 (平成31年)

定休日には「休」欄に○を、「売上高」欄には売上高を入力ください。

5月		
日	休	売上高
1日 (水)		67,000
2日 (木)		70,000
3日 (金)		50,000
4日 (土)		60,000
5日 (日)	○	
6日 (月)		95,000
7日 (火)		70,000
8日 (水)		50,000
9日 (木)		60,000
10日 (金)		90,000
11日 (土)		95,000
12日 (日)	○	
13日 (月)		50,000
14日 (火)		60,000
15日 (水)		90,000
16日 (木)		95,000
17日 (金)		50,000
18日 (土)		60,000
19日 (日)	○	
20日 (月)		95,000
21日 (火)		50,000
22日 (水)		60,000
23日 (木)		90,000
24日 (金)		95,000
25日 (土)		50,000
26日 (日)	○	
27日 (月)		90,000
28日 (火)		95,000
29日 (水)		70,000
30日 (木)		45,000
31日 (金)		125,555

2020 令和2年

定休日には「休」欄に○を、「売上高」欄には売上高を入力ください。

5月		
日	休	売上高
1日 (金)		45,000
2日 (土)	○	
3日 (日)	○	
4日 (月)		45,000
5日 (火)		38,000
6日 (水)		55,000
7日 (木)		45,000
8日 (金)		38,000
9日 (土)	○	
10日 (日)	○	
11日 (月)		38,000
12日 (火)		55,000
13日 (水)		45,000
14日 (木)		38,000
15日 (金)		55,000
16日 (土)	○	
17日 (日)	○	
18日 (月)		38,000
19日 (火)		55,000
20日 (水)		45,000
21日 (木)		38,000
22日 (金)		55,000
23日 (土)	○	
24日 (日)	○	
25日 (月)		55,000
26日 (火)		45,000
27日 (水)		38,000
28日 (木)		55,000
29日 (金)		45,000
30日 (土)	○	
31日 (日)	○	

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和元年5月

※売上高については、日々の売上ではなく、㊤に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊤	1,977,555
営業日	27
店休日	4
令和元年 参照月 1日当たり売上高	73,243 (ア)

※1円未満を切り上げ

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和2年5月

※売上高については、日々の売上ではなく、㊤に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊤	966,000
営業日	21
店休日	10
令和2年 参照月 1日当たり売上高	46,000 (イ)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和元年5/12から5/31までの20日間

※売上高については、日々の売上ではなく、㊤に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊤	1,270,555
営業日	17
店休日	3
令和元年 1日当たり売上高	74,739 (ウ)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和2年5/12から5/31までの20日間

※売上高については、日々の売上ではなく、㊤に合計金額を直接入力することも可

売上高計㊤	662,000
営業日	14
店休日	6
令和2年 1日当たり売上高	47,286 (エ)

※1円未満を切り上げ

売上高計算シート② - 2 <売上高減少額方式算出表> (記載例)

<売上高減少額方式算出表>【時間短縮要請期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表

店舗名： _____

2021 令和3年

5月		
日	休	売上高
1日(土)	○	
2日(日)	○	
3日(月)		45,000
4日(火)		38,000
5日(水)		34,000
6日(木)		32,000
7日(金)		38,000
8日(土)	○	
9日(日)	○	
10日(月)		38,000
11日(火)		55,000
12日(水)		27,888
13日(木)		65,000
14日(金)		55,000
15日(土)	○	
16日(日)	○	
17日(月)		55,000
18日(火)		45,000
19日(水)		45,000
20日(木)		45,000
21日(金)		45,000
22日(土)	○	
23日(日)	○	
24日(月)		45,777
25日(火)		38,000
26日(水)		38,000
27日(木)		38,000
28日(金)		38,000
29日(土)	○	
30日(日)	○	
31日(月)		36,000

選択方式

最も高い金額にチェック

① (参照) 月単位方式 令和元年5月(ア) 時短要請期間 令和3年5月(オ) (ア) - (オ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	73,243	
	42,699	
	13,000	
② (参照) 月単位方式 令和2年5月(イ) 時短要請期間 令和3年5月(オ) (イ) - (オ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	46,000	
	42,699	
	2,000	
③ (参照) 時短要請期間方式 令和元年5/12~5/31(ウ) 時短要請期間 令和3年5/12~5/31(カ) (ウ) - (カ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	74,739	
	44,048	
	13,000	
④ (参照) 時短要請期間方式 令和2年5/12~5/31(工) 時短要請期間 令和3年5/12~5/31(カ) (工) - (カ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	47,286	
	44,048	
	2,000	

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和3年5月

※売上高については、日々の売上ではなく、④に合計金額を直接入力することも可

売上高計④	896,665
営業日	21
店休日	10
令和3年 1日当たり売上高	42,699 (オ)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和3年5/12から5/31までの20日間

※売上高については、日々の売上ではなく、⑥に合計金額を直接入力することも可

売上計⑥	616,665
営業日	14
店休日	6
令和3年 1日当たり売上高	44,048 (カ)

※1円未満を切り上げ

上限額

下記Bの最も高い金額が、200,000円を上回る場合にチェック

A 上限額(定額)	200,000
-----------	---------

最も高い金額にチェック

B ① (参照) 月単位方式 令和元年5月(ア) 上記 × 0.3	73,243	
	22,000	
② (参照) 月単位方式 令和2年5月(イ) 上記 × 0.3	46,000	
	14,000	
③ (参照) 時短要請期間方式 令和元年5/12~5/31(ウ) 上記 × 0.3	74,739	
	23,000	
④ (参照) 時短要請期間方式 令和2年5/12~5/31(工) 上記 × 0.3	47,286	
	15,000	

【罹災特例】売上高計算シート⑤-1 <売上高減少額方式算出表> (記載例)

<売上高減少額方式算出表> 【参照期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表 【罹災特例】

2018 平成30年

店舗名 : _____

5月		
日	休	売上高
1日 (火)		67,000
2日 (水)		70,000
3日 (木)		90,000
4日 (金)		160,000
5日 (土)	○	
6日 (日)		95,000
7日 (月)		70,000
8日 (火)		150,000
9日 (水)		90,000
10日 (木)		90,000
11日 (金)		95,000
12日 (土)	○	
13日 (日)		90,000
14日 (月)		99,000
15日 (火)		90,000
16日 (水)		95,000
17日 (木)		90,000
18日 (金)		90,000
19日 (土)	○	
20日 (日)		95,000
21日 (月)		90,000
22日 (火)		120,000
23日 (水)		90,000
24日 (木)		95,000
25日 (金)		90,000
26日 (土)	○	
27日 (日)		90,000
28日 (月)		95,000
29日 (火)		170,000
30日 (水)		95,000
31日 (木)		125,555

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※平成30年5月

売上高計	2,686,555
営業日	27
店休日	4
平成30年 1日当たり売上高	99,503 (ア)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※平成30年5/12から5/31までの20日間

売上高計	1,709,555
営業日	17
店休日	3
平成30年 1日当たり売上高	100,563 (イ)

※1円未満を切り上げ

【罹災特例】 売上高計算シート⑤ - 2 <売上高減少額方式算出表> (記載例)

<売上高減少額方式算出表>【時間短縮要請期間】

※売上高には、消費税を除いた金額を記載してください。

飲食業部門 店舗別 売上高集計表 **【罹災特例】**

2021 令和3年

店舗名： _____

5月		
日	休	売上高
1日(土)	○	
2日(日)	○	
3日(月)		45,000
4日(火)		38,000
5日(水)		34,000
6日(木)		32,000
7日(金)		38,000
8日(土)	○	
9日(日)	○	
10日(月)		38,000
11日(火)		55,000
12日(水)		27,888
13日(木)		65,000
14日(金)		55,000
15日(土)	○	
16日(日)	○	
17日(月)		55,000
18日(火)		45,000
19日(水)		45,000
20日(木)		45,000
21日(金)		45,000
22日(土)	○	
23日(日)	○	
24日(月)		45,777
25日(火)		38,000
26日(水)		38,000
27日(木)		38,000
28日(金)		38,000
29日(土)	○	
30日(日)	○	
31日(月)		36,000

選択方式	最も高い金額にチェック
① (参照) 月単位方式 平成30年5月(ア) 時短要請期間 令和3年5月(ウ) (ア) - (ウ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	99,503 42,699 23,000
② (参照) 時短要請期間方式 平成30年5/12~5/31(イ) 時短要請期間 令和3年5/12~5/31(エ) (イ) - (エ) × 0.4 (千円未満切り上げ)	100,563 44,048 23,000

↓上の入力結果が自動計算されます

【月単位方式】

※令和3年5月

※売上高については、日々の売上ではなく、④に合計金額を直接入力することも可

売上高計④	896,665
営業日	21
店休日	10
令和3年 1日当たり売上高	42,699 (ウ)

※1円未満を切り上げ

【時短要請期間方式】

※令和3年5/12から5/31までの20日間

※売上高については、日々の売上ではなく、⑥に合計金額を直接入力することも可

売上計⑥	616,665
営業日	14
店休日	6
令和3年 1日当たり売上高	44,048 (エ)

※1円未満を切り上げ

上限額

下記Bの最も高い金額が、200,000円を上回る場合にチェック

A 上限額(定額) 200,000

最も高い金額にチェック	
B ① (参照) 月単位方式 平成30年5月(ア) 上記 × 0.3	99,503 30,000
② (参照) 時短要請期間方式 平成30年5/12~5/31(イ) 上記 × 0.3	100,563 31,000